

「マンホールカード発行要領」

下水道広報プラットフォーム(GKP)

1. マンホールカードの性格

マンホールカードは、各地方公共団体等*が企画元であるGKPと共同で制作し、訪れた方に「無償」で配布することで、楽しみながら下水道に興味を感じて頂くことを狙った「カード型下水道広報ツール」として企画されています。

また、下水道関連施設やイベント等に足を運ぶなど、一般市民の主体的な行動の対価として配布するアイテムです。

さらに、各地域ではもちろん、全国規模の効果的な下水道広報を行えることが最大のメリットです。

*地方公共団体のほか、住宅事業、港湾事業、航空事業など国土交通省所管事業に関する事業を実施する公的主体。下水道事業(公共下水道(狭義)、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、都市下水路)に設置されているもののほか、農業集落排水、漁業集落排水事業及びこれらに類する生活排水処理施設にネットワークとして接続している管渠に設置されているもの。

2. マンホールカードの仕様

別添「マンホールカード企画説明書」にてご確認ください。

3. マンホールカードの制作

1) 発行周期

年3回(概ね4月、8月、12月)発行します。

2) 登録

地方公共団体等がマンホールカード制作に必要なデータ(画像、説明文、位置情報等)を揃えて登録申請し、その内容が以下に示す登録基準を満たすものであれば、GKPが公式マンホールカードとして登録し、地方公共団体等が発行するものです。

ただし、マンホールカードの広報ツールとしての価値の持続性を確保するため、一弾当たりの発行数には上限を設け、登録希望数その上限を超えた場合は、GKPにおいて「抽選」を行います。

抽選に漏れた地方公共団体は、原則として次の発行時に登録申請があれば、登録申請時の当選確率がアップします。(申請内容に不備がある場合などはこの限りではありません)

《登録の申請者》

登録の申請者は、地方公共団体等の担当部局もしくは、地方公共団体の下水道事業担当部局(下水道管理者)と公的主体の連名とします。

※地方公共団体等とは、下水道事業(公共下水道(狭義)、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、都市下水路)を実施する地方公共団体及び、農業集落排水、漁業集落排水事業を実施する地方公共団体、住宅事業、港湾事業、航空事業など国土交通省所管事業に関する事業を実施する公的主体を指します。

《登録申請の数》

登録申請は、各弾につき1 地方公共団体等あたり1種類とします。なお、複数の流域下水道を実施している都道府県にあっても1地方公共団体として扱います。イベント等に関連して2 種類以上の登録申請を行う場合は、別途ご相談に応じます。

《登録基準》

①マンホールカードになるマンホール蓋が下水道事業等で使用されていること。

下水道事業等で使用されているとは、公共下水道(狭義)、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、都市下水路のほか、農業集落排水、漁業集落排水事業及びこれらに類する生活排水処理施設にネットワークとして接続している管渠に設置するマンホール蓋として利用されているものを言います。

②マンホールカードになるマンホール蓋が申請時点で現存していること。

※カード保有者等が現場を訪れることが考えられますので、車道設置のマンホール蓋は避けるなど安全確保が図れるものにしてください。

③マンホールカードになるマンホール蓋に関する著作権の取り扱いが整理されていること。

④土曜日と日曜日に配布ができる、またはいずれかの一方の曜日に配布ができること。

⑤継続的に配布ができること。

⑥配布状況やイベント配布情報が分かるホームページを開設し、情報を定期的に更新できること。

⑦説明文が255文字以上275文字以内であること。

⑧ユニオンクリエイティブ(株)からの購入に支障がないこと。

⑨提出書類に不備がある場合に、登録対象外となり、次回抽選時に考慮されないことが確認されていること。

※登録後に、上記①から⑨までの登録基準に反していることが判明した場合、登録を取り消すことがあります。

※マンホール蓋の見学・確認等において、当該土地への立ち入り時に、土地所有者、土地使用者等の了解が必要となるマンホール蓋の登録はできませんので、あらかじめ関係者の了解を得てください。GKPでは、カード保有者の事故、土地所有者等とのトラブルなど、カードを巡る第三者とのトラブルに関する一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

※マンホール蓋に民間会社名、民間会社ロゴが大々的にデザインされているものは登録できません。

※上記登録とは別に、下水道展やマンホールサミット等のイベント等で使用するカードおよび海外の地方公共団体等のカードを、GKPが地方公共団体等と共同で制作することがあります。また、一度に複数のカードを制作する場合もあります。(例:同一箇所の蓋を季節ごとに交換して設置する場合、季節ごとのカードを作成し、現に設置されている蓋のデザインに合わせて、配布するカードも変更するなど)

3) 制作

マンホールカードの制作全般はGKPに設置されたMC制作チームが担います。

制作委託先はユニオンクリエイティブ株式会社(東京都台東区)です。

同社は、これまでマンホールカードの制作を担ってきましたが、品質の確保と継続性観点から、その経験とノウハウを活かして地方公共団体等をサポートし、登録申請からカード発行までの一連の業務を進めていきます。

※制作決定後の地方公共団体等の都合による辞退、制作中止は、やむを得ない場合を除き原則として認められません。また、その場合には制作にかかった費用を全額負担いただくことがあります(例えば、制作を止められずに完成したマンホールカードを全て買い取っていただくこととなります)。なお、地方公共団体等の都合の辞退、制作中止があった場合で、かつ、GKPが悪質と判断した場合には、当該地方公共団体等に対して次回以降のお申込をお受けできないことがあります。

※人口の多い関東、中部、近畿ブロックのカードは、初回配布の途中で在庫切れとなり、転売につながる事例も見られます。このため、上記3ブロックのマンホールカードは、初回発行の際に少なくとも2ロット(4,000枚)を発行枚数としていただきます。

4. マンホールカードの権利

マンホールカードの著作権については、全てのカードについてはGKPが、個別のカードについてはGKPとそれぞれのカードが登録された当該地方公共団体等が保有します。

マンホールカードは全国統一のシリーズ企画です。その為、全てのカードには「マンホールカードのロゴ」及び「©GKP」が入ります。カードデザイン、ロゴマークに関する著作権はGKPが保有しておりますが、地方公共団体等が下水道広報として自らのカードデザインの全部あるいは一部、またはロゴマークを使用する場合はご自由に利用下さい。なお、GKPがマンホールカードに関する総体的な広報を行う場合には、個別のマンホールカードを活用させて頂くこともありますので予めご了承ください。

また、マンホール表面デザインに関しては、マンホール蓋の製造会社やデザイン(キャラクターデザイン含)の創作者が権利を保有する場合がありますので、登録申請並びにGKP及び各地方公共団体等の権利の使用に伴い生じる権利関係に関しては、各地方公共団体等の責任の下であらかじめ適切に対応しておいてください。

なお、GKPが所有するのはマンホールカードそのものの権利であり、当該権利を行使する際に当該地方公共団体等への個別の許諾は発生しませんが、マンホール表面デザインに関しては上記の通り当該地方公共団体等の権利ですので、その使用に当たって当該地方公共団体等の許諾を受けずにマンホール表面デザインだけを使用することはありません。例えば、マンホールカードそのものを利用したアプリや本等を開発する者に対して、GKPとして許諾を与えることはありますが、マンホールカードに描かれたデザインを利用したアプリや本等を開発する者に対して、GKPとして許諾を与えることはありませんので、その場合には当該地方公共団体等の許諾を得た後に許諾を与えることとなります。

5. マンホールカード等の購入

1) 手続き

ユニオンクリエイティブ(株)からの購入となります。

登録通知を受けた地方公共団体等は、別添の「マンホールカード発注書」及び「マンホールカード専用のぼり旗/ミニのぼり旗発注書(必要な場合)」に必要事項をご記入のうえユニオンクリエイティブ(株)にご提出ください。

以後の手続きはユニオンクリエイティブ(株)が担当いたします。

なお、契約関係書類の仕様や契約手続きの方法等は各地方公共団体等の規定に準じて行うことができます。

2) 購入価格

購入価格は1ロット2,000枚で49,500円(税込)となります。公募締め切りの直前は申し込みが多くなり、業務が煩雑となることが想定されます。不要なトラブルを避けるためにも、余裕をもって申し込みをいただくようお願い申し上げます。

※複数ロット購入や増刷する場合の購入価格も同じです。

3) 増刷について

増刷は、月に1回固定で実施致します。毎月月末締めで翌月中に納品致します。ただし4月、7月、11月及び12月については15日締めで翌月中に納品いたします。

増刷についても印刷はクオリティコントロールを行う為、ユニオンクリエイティブ(株)が担当致します。

ご希望の際は「マンホールカード増刷用発注書」をユニオンクリエイティブ(株)にご提出ください。

尚、印刷の都合上1回当たりの全国での増刷合計が10ロット以上の入稿が必要であることから、10ロットに満たない場合は翌月の増刷までお待ちいただきます。その場合は、ユニオンクリエイティブ(株)よりご連絡いたします。

6. マンホールカードの配布

1) 配布原則

マンホールカードは、以下の配布原則を徹底してください。

- ①1人につき1枚のみ手渡しで配布してください。(郵送は不可)
- ②土曜日または日曜日にも配布してください。休日を利用して訪れる方々が多数いらっしゃいます。
- ③継続して配布してください。
- ④ロットナンバーの若いカードから配布してください。

2) 配布場所

配布場所は、上記配布原則と以下のルールを踏まえ選定してください。特に②につきましては、3. 2)に記載してありますように、登録を取り消す場合があります。

- ①配布場所は、事業に関連した場所(例:オフィスの担当部署、下水道処理場、下水道見学施設等)、観光案内所等から選定してください。
- ②土曜日または日曜日に配布が可能な場所を選定してください。その際、平日に配布する主たる配布場所と、土日に配布する場所を分けて選定しても構いません。初回配布時から概ね1ヶ月程度の期間は、一時的に配布場所を複数箇所とすることも可能です。
- ③配布場所は、カード制作の段階で選定し、カード裏面の左下に主たる配布場所を表記します。
- ④原則として1種1箇所ですが、配布場所を確保できない場合は2種を1箇所で配布することを可能とします。土日配布分は配布場所を1種2箇所まで可能とします。ただし、下水道に関連した場所において配布する場合は1種類を複数箇所で配布することも可能とします。

3) 配布情報の発信

常に正しい情報を得られるよう、在庫状況やイベント配布等の情報については各地方公共団体等のホームページで最新の配布状況を発信してください。GKPのホームページでは、「発行団体名」、「弾数」、「発行年月日」、「常設の配布場所・配布日時」に限定し、その他の詳細については各地方公共団体等のサイトをご覧くださいよう、リンクを貼って閲覧者を誘導します。配布情報が適切に更新されない場合、3. 2)に記載してありますように、登録を取り消す場合があります。

4) 配布活用

2)に関わらず、事業の理解促進につながるイベントでの特別配布は自由に行っていただけます。

また、4. に記載されているように、地方公共団体等の有する権利の範囲内で、下水道の理解促進につながるグッズ等へのマンホールカードのデザイン、ロゴマークの使用も地方公共団体等の判断に基づき、行っていただけます。

※なお、海外版のマンホールカードについては、国内の連携地方公共団体等において同時配付を可能とし、その場合は、当該地方公共団体等が配付するカードと同じ配布場所での配布を認めるものとします。

7. 広報について

- ①GKPは、年3回のシリーズ発行に関する広報などマンホールカードに関する総体的な広報を行います。当該シリーズに参画する地方公共団体等には、上記に合わせた一体的な各配布カードに関する個別の広報展開をお願いします。
- また、発行後も適宜、マンホールカードを盛り上げ、下水道の理解を促進するための企画の立ち上げと、それに伴う積

極的な広報活動をお願いします。

- ②マンホールカードの総体にかかる取材はGKPが対応します。各発行カードの個別の取材については、各地方公共団体等に対応をお願いします。なお、取材で尋ねられることが多いGKPやマンホールカードの基本情報(発行主旨など)につきましては、GKPサイトに掲載しておりますのでそちらをご活用ください。
- ③総体的広報及びマンホールカード発行継続に必要な情報として、各地方公共団体等に対しマンホールカードの配布数やマンホールカードを使ったイベントやグッズ等の実績報告を依頼することがあります。

お問い合わせについて

お問い合わせ等は以下の連絡先までお願いします。

＜マンホールカードの応募・制作・増刷に関する問い合わせ窓口＞

ユニオンクリエイティブ（株）

所在地：東京都台東区台東1-6-1-2F

電話番号：03-5817-8477

メール：manholecard@union-creative.jp

＜本件及びその他マンホールカードに関する問い合わせ窓口＞

MC制作チーム（一般社団法人 マンホールカード振興財団）

メール：manhole-card@gk-p.jp

※MC制作チームへの問い合わせはメールのみとさせていただきます。第26弾の制作から、お問い合わせ等の対応は、一般社団法人 マンホールカード振興財団が行っています。